

鉄業契第24号

鉄計積第9号

平成15年10月1日

改正 平17.3.31 鉄業契55・鉄計積35

平27.3.31 鉄業契150326004・鉄計積150326003

令4.3.25 事監契220323008・技積220323001

鉄道建設本部各地方機関の長 殿

鉄道建設本部業務部長

鉄道建設本部計画部長

#### 低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について（通達）

契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準については、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第25条の基準及びその取扱いについて」（令和4年3月18日付け事監契第220318001号・技積第220318001号通達）により定められたところであるが、同通達に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）の結果、当該低入札価格調査の対象者を落札者とした場合においては、下記のとおり監督体制等を強化することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成13年3月30日付け経契第817号・計積第107号依命通達）は、平成15年9月30日限り廃止する。

#### 記

##### 1 監督体制の強化等

###### (1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

当該工事を所掌する地方機関の担当工事部長又は担当工事次長（以下「担当工事部長等」という。）は、受注者に対して、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項の規定により作成された施工体制台帳を提出させ、必要に応じて受注者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

###### (2) 施工計画書の内容のヒアリング

担当工事部長等は、標準示方書又は標準仕様書（以下「示方書等」という。）に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、受注者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

###### (3) 重点的な監督業務の実施

監督員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっ

ては、立会することを原則とし、これを入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

担当工事部長等は、安全な施工の確保及び労働者への賃金の適正な支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

出来形検査及びしゅん功検査は、原則として、当該工事の担当工事課長及び担当工事部長等以外の技術担当課長以上の職員が行うものとし、厳格な検査を実施するものとする。

2 示方書等への明示等

1 (1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を示方書等に明示するものとする。

なお、1 (1)及び(2)は、示方書等に記載することにより契約の一部となるものであり、受注者が1 (1)又は(2)に違反して、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第1第4項に該当することがあるものである。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

ア 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）に基づく額を下回る価格で落札したときは、受注者は、施工体制台帳を担当工事部長等に提出しなければならないこと。

イ アの書類の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

低入札価格調査基準に基づく額を下回る価格で落札したときは、施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。